

伏見の侍——『看聞日記』人名小考——

植田真平

性格を有していた。

それゆえ、歴史学でも早くから注目され、すでに少なからぬ研究の蓄積がある。なかでもその先駆的な研究と位置づけられるのが、黒川正宏氏の成果⁽²⁾であり、事実関係の復元や実態分析が進められた。その後、佐藤和彦・志賀節子・田代博志各氏の専論⁽³⁾が続くほか、中間層論や村落論において伏見莊の

たり、その豊かな内容と筆致は多くの関心を集め、歴史や文学ほか各方面で幅広く利用されている。しかしながら、史料読解において基礎作業であるべき登場人物の比定については、従来の見解が十分な再検証を経ないまま通用しているものも少なくない⁽¹⁾。

しかし、人名比定や系譜関係などの基礎的な考証は、いずれも黒川氏の成

果に依拠しているのが実情である。黒川氏の分析はたしかに精緻であるが、改めて検討する余地は少くない。莊官・侍の実像をより鮮明にし、また『日記』の理解をさらに深めるためには、それらを克服しなければならないだろう。また、典拠が曖昧なまま通説化しているものについても、ひとつひとつ再確認しておかねばなるまい。

本稿では、黒川氏の成果をなぞるものがあることは承知しつつ、再検証の過程と結果を系図とともに示すこととした。

伏見の侍研究の基本史料のひとつに、伏見宮貞成親王（後崇光院）の日記『看聞日記』（以下『日記』）がある。記述は公武の動静から巷間の噂にいたり、その豊かな内容と筆致は多くの関心を集め、歴史や文学ほか各方面で幅広く利用されている。しかしながら、史料読解において基礎作業であるべき登場人物の比定については、従来の見解が十分な再検証を経ないまま通用しているものも少なくない⁽¹⁾。

再検証が必要なもののはひとつに、山城国伏見莊の莊官・侍がある。彼らは田向・庭田家などの近習廷臣に次いで『日記』に頻出し、伏見莊政所であつた小川禪啓・同淨喜や下司の三木善理などはよく知られているよう。伏見莊はいうまでもなく伏見宮家の本領かつ膝下所領であり、その莊官・侍は領主支配の末端に連なりながら、村落を主導する立場でもあつたとされる。同時に、彼らのなかには本所伏見宮家の御所侍や領家田向・庭田家の青侍を兼ねる者が多く、さらには武家被官として大名権力に連なる者もあり、実に多面的な

一 人名比定の再検討

1 小川氏

小川禪啓 『日記』における禪啓の初出は、応永二十三年（一四一六）二月十二日条、伏見宮家連歌会への祇候で、すでに法名の「禪啓」で見えている。実名は不詳。また、『日記』中で禪啓の名字は明記されていないが、息男・猶子がいずれも小川名字であることから、禪啓も小川氏と推断される。

『日記』応永二十三年二月二十八日条にはすでに「政所禪啓」と見え、禪啓が伏見荘の政所であったことがわかる。同年六月には、伏見大光明寺の境内で魚釣りをしたため、同荘奉行田向経兼（初名経良、以下経兼に統一）とともに出仕を止められ、政所職も罷免されたが、ほどなく還補された（『日記』応永23・6・16、²¹17、21）。在職の終見は応永三十二年七月（貞成親王御出家記⁵）で、永享二年（一四三〇）十月には嫡男淨喜が政所として見える（『日記』永享2・10・26）ため、この間の『日記』を欠く応永三十三年（永享元年に交代したと考えられる。そのほか、金松名代官職を相伝していた（『日記』永享4・6・8、12）。

政所禪啓と地下とのかかわりを見てみると、上意下達の媒介を果たしているものが多いことに気づく。荘内の土地の沽却禁止や、隣郷との紛争時における武力行使の停止など、領主伏見宮家から地下人への布達は、政所禪啓によつてなされている（『日記』応永23・2・28、同27・7・4）。一方で、地下の利害を代表して領主と交渉している事例は乏しく、地下人からの献上品を仲介

している（『日記』応永32・5・4）のが、それに近いほぼ唯一の例であろう。そのためか、伏見宮家が荘内に段錢をかけた際には、「段錢地下一同不領状申之處、禪啓楚忽領状申」と地下から訴えられている（『日記』応永29・10・15）。

周知のとおり、禪啓は大名山名氏の被官（『日記』応永27・11・2参照）で、応永二十四年五月に山名時熙の申沙汰によつて禪啓は備中守に任じられた（『日記』応永24・5・4）。志賀氏は、山名被官だったのは禪啓一代に限ると推測するが、嫡男淨喜も「備中入道」と呼ばれており、少なくとも二代にわたつて山名氏に仕え、受領名を与えられたとも考えられる。

永享七年五月二十日、病没（『日記』永享7・5・20）。享年七三とあり、貞治二年（一三六三）生まれとわかる。

以上の『日記』に見える禪啓の事跡をふまえたうえで、次の史料を見てみたい。

【史料1】 故川秀忠・浜高行連署打渡状案（宮内庁書陵部図書寮文庫所蔵「山城国伏見庄関係文書」⁶）

山城国伏見御領内木幡押領分事、任先例之堺限臥石、莅彼所々打渡之状如件、

応永七年正月廿四日

浜

故川

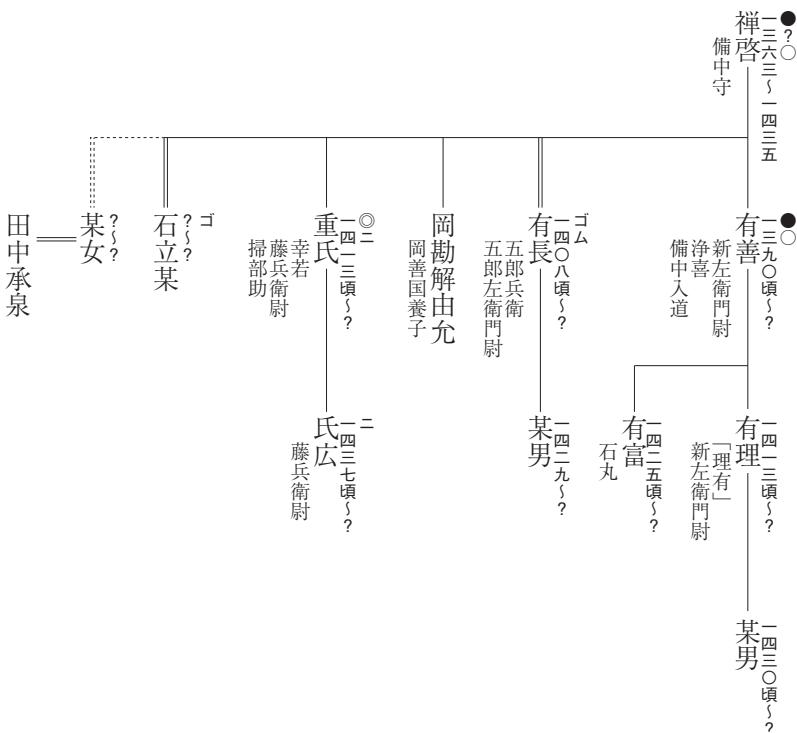
衛門尉高行在判

次郎左衛門尉秀忠在判

森殿
政所殿
小川殿
公文殿

【史料1】は伏見宮家に伝來した文書群のうちの一通で、木幡と伏見荘の

図1 小川氏略系図



凡例 ○：伏見莊政所、●：伏見莊公文、◎：伏見莊預所、△：伏見莊下司、□：伏見宮家御所侍、タ：田向家青侍、ニ：庭田家青侍、ム：室町殿御所侍、ジ：御香宮神主。

二重線は養子・婚姻、点線は推測を示す。以下同。

興味深いのは、応永七年段階で政所職は森氏が、公文職は小川氏が持つており、同二十三年までに政所職は森氏から小川氏へ交代した、ということである。伏見莊は応永五年に伏見宮家より取公されて、同七年五月、大光明寺に預け置かれ、同十五年に伏見宮家に返付された（『椿葉記』ほか）。こうした領主の変遷とともに、諸職の改替も行われたと推測される。

小川有善（淨善）

『日記』初出は応永二十三年三月七日条。「新左衛門有善」と見え、伏見宮家の酒宴において、御所侍岡善国と桂女や田植えの早乙女に扮して風流を披露している。その後も、七夕行事⁽⁷⁾や酒宴・遊興の場などに断続的にその名が見られる（『日記』応永25・7・7、同29・5・19ほか）。

応永三十二年七月五日、貞成親王が出家すると、同日、これに従つて有善も岡善国ともに出家を果たした。『日記』同日条には「新左衛門尉有善_{地下公文}」、「貞成親王御出家記」には「藤原有善_{政所禪啓息}」とあり、有善が伏見莊の公文であること、政所小川禪啓の子であること、小川氏が藤原姓であることがわかる。『日記』応永二十四年六月十六日条で、有善が沙汰人の一人に数えられているのも、公文だからだろう。

『日記』における有善の名は、右の応永三十二年七月五日条を終見とする。当然ながら出家後は法名を名乗つたと思われるが、『日記』から判断することはできない。そこで注目されるのが、二日後の七月七日条から登場する小

川淨喜である。結論から言えば、これまで別人とされてきた有善と淨喜は、同一人物に比定される。手がかりとなるのは以下の四点である。

① 淨喜は伏見莊政所であつた（『日記』永享2・10・26）。

② 淨喜は、小川禪啓病没時に籠居している（『日記』永享7・5・20）。

③ 淨喜の子有理は、有善と同じく「新左衛門尉」と名乗つた（後掲【史料2】）。

④ 淨喜は後年、「伏見政所小河備中入道」と呼ばれている（『康富記』嘉吉2・9・27）。

淨喜は禪啓の子息と明記されてはいないものの、②より近親者と推測される。加えて、淨喜は禪啓の有していた政所職と備中守の受領名を得ており（①④）、禪啓の後継者であることは疑いようがない。一方、淨喜の子有理が、

有善と同じ通称を用いていること（③）は、有理が有善の繼嗣であることを彷彿させる。有理が他家の養子となつてゐる様子は見えず、有善と有理は実の父子と考えられる。かくして復元される〈禪啓—有善〉〈禪啓—淨喜〉〈淨喜—有理〉〈有善—有理〉という四つの断片的な系譜関係を整合させると、

〈禪啓—有善＝淨喜—有理〉とする以外に理解できず、有善と淨喜は同一人物ということになる。有善の終見と淨喜の初見が、出家を境にわずか一日の間しかないことが、なによりの証左となろう（以下、有善に統一）。

所職や受領名を継承していることから、有善は禪啓の嫡男であつたと考えられる。禪啓本妻の出家と離縁に際して、禪啓と並んで有善が登場する（『日記』応永32・2・1）のも、家政を統轄する当主と嫡男の立場を示すものだらう。

有善の莊内での活動を見ておくと、応永三十一年十月の石清水八幡宮の騒

動の際には「有善以下地下輩五六十八人」が合戦のため派遣されており（『日記』応永31・10・14）、すでに伏見宮家周辺の武力を統率する中心的な存在であつた。父禪啓より政所職を譲り受けた（応永末～永享初）のちは、御所新造の奉行や検断関連の注進（『日記』永享7・3・24、同8・3・6ほか）などをしているが、禪啓のような上意下達の媒介者としての活動はさほど多くはない。永享期に起こつた隣郷の醍醐寺領炭山との騒動（以下、炭山騒動）では、下司三木善理とともに「両沙汰人」として活躍し、本所伏見宮家や室町幕府の命令を拒んで、抵抗の姿勢すら見せている（『日記』永享5・2・20～4・23）。かといって常に本所に対し反抗的だったわけではなく、「御領事致散用之間、無隱」（『日記』永享10・12・6）というように、政所として安定した収取をあげていた。

嘉吉三年（一四四三）四月、正親町三条家領竹田との用水相論（以下、竹田用水相論）において、有善は張本人未捕縛の責めを受けて政所職を更迭された（『日記』嘉吉3・4・13、『康富記』3・4・14）。有善の復職は難航したようで（『日記』嘉吉3・4・27参照）、翌五月には、嫡男有理とともに幕府から騒動の張本人と名指しされている（『日記』嘉吉3・5・20）。それをめぐつて「地下折紙」を提出している「政所」（『日記』嘉吉3・5・30）は、有善が張本の一人である以上、有善ではなく後任の岡性藥と考えられる。その間、鳥羽での印地打ちを調停した「政所淨喜等」（『日記』嘉吉3・5・6）も、「政所岡性藥・有善ら」と並列で解すべきだろう。同年九月に莊内での紛争で調停に奔走した「政所」（『日記』嘉吉3・9・8、21）も、書き方からしてやはり岡性藥だろうか。五年後の『康富記』文安五年（一四四八）五月十三日条には「政所小川方」と見え、有善か有理の復職がうかがえる。

有善は、伏見宮家領若狭国松永莊半濟の代官でもあつた。永享三年六月、

俊芝左衛門七郎
（佐芝阿猶子）

六条院庁島田定直とこの職をめぐつて争い、「半濟分」ずつの代官となつた

（『日記』永享3・6・12、13、「榎戸文書」伏見殿御領目録¹⁰）。補任同日から嘉吉三年に至るまで、ほぼ毎年九（）十一月頃に現地に下向して、代官支配に当たつてゐる（『日記』永享4・10・26ほか）。また、貞成親王の姪智觀が入室した仁和寺十地院（鳴滝殿）の寺領丹波国葦田莊や、庭田重有室賀々の所領若狭国吉田三宅莊の代官にもなつております（『日記』永享3・9・11、同6・3・28ほか）、経営能力の高さを買われて重宝されていたことがうかがえる。

確実な終見は『日記』嘉吉三年十一月十三日条で、没年は未詳。父禪啓と子有理の年齢からすると、嘉慶（）応永初年頃の生まれと推測される。

小川有理 『日記』には「有理」「理有」の表記が混在しているが、通称も系譜関係も一致する（『日記』永享6・11・27と同7・正・28、同6・2・7と同・9・9）ため、同一人物と考えざるをえない。黒川氏は「理有」を誤記とするが、断定の材料はない（以下、仮に有理に統一）。

次の【史料2】は、伏見莊の武力や侍層の構成を示すものとして著名な記事¹¹であり、ここにも有理の名が見える。

【史料2】『日記』永享六年十月四日条（部分）

禪啓（小川有理）
小河五郎左衛門尉 同新左衛門尉
（有理）
善理（三木）
三木五郎 善祐（内本）
内本助六 善長（内本）
禪啓（正善國）
岡勘解由允子（正善國）
藤兵衛尉 庭田青侍
（小川重氏）

終見は右の記事だが、『康富記』文安五年五月十三日条の「政所小川方」は有理である可能性もある。ただし、一族の中心は預所の叔父重氏の系統に移つていたと考えられ、政所職も康正元年（一四五五）までに三木氏に移つてゐる（【史料3】）。

小川有富 もうひとりの有善の子として見えるのが、有富である。幼名を石

有理はもっぱら貞成親王一家の供奉人として見える（『日記』永享4・4・23、同5・12・13ほか）が、その立場は「地下侍」（『日記』永享5・3・18ほか）や「地下殿原」（『日記』永享7・8・22）と記されるばかりであり、祖父禪啓や父有善と同様に、伏見宮家の御所侍や近習家の青侍ではなかつたと考えられる。有理が伏見莊莊官であったことは確認できないが、父有善の公文職を継承した可能性はある。嘉吉三年の竹田用水相論では、父有善とともに幕府より張本人の一人と名指しされており（『日記』嘉吉3・5・20）、父子ともども莊内で相応の影響力を有したことがうかがえる。父と同じように公文職を更迭されたのではなかろうか。

丸といい、永享七年十一月十一日に元服して、貞成親王より「有富」の名を与えられた（『日記』永享7・12・11）。同九年十月、伏見宮家の御所侍に召され、母が仕えている局に祇候することになった（『日記』永享9・10・1）。元服したとはいえたまだ幼かつたと考えられる。応永三十年代の生まれだろうか。

その後も御所侍として仕えたと思われるが、右の二件しか所見がない。

小川有長 『日記』の初出は永享二年十月二十六日条に「五郎兵衛」とある

もので、翌三年十二月十一日条に「^{五郎兵衛}禪啓猶子有長」とあることから、系譜関係と実名が判明する。このとき有長は左衛門尉への任官を望み、貞成親王より内々に任じられた。その後は「五郎左衛門（尉）」と呼ばれる（史料2）ほか）が、しばしば混同して「五郎兵衛」とも記される（『日記』永享8・8・1）。

永享四年六月、室町殿御所侍の増員に際して、宮家や摂関家に供出が求められ、伏見宮家では有長が候補に挙げられた（『日記』永享4・6・10、12）。

「御所侍^{五郎}左衛門」（『日記』永享4・6・17）とあり、有長が伏見宮家の御所侍であつたことがわかる。有長は「容儀無子細」として室町殿の側でも話が進められた（同前）が、途中で選考からもれたらしい。その間の室町殿への報告によれば、有長の実父は山名被官「やな」という者（未詳）で、幼少時より禪啓の養子となつたという（『日記』永享4・6・19）。

その後しばらく、有長は伏見宮家の御所侍や伏見荘の侍として活動していた（史料2）、『日記』永享7・12・18ほか）が、永享八年八月、室町殿御所侍の話が再浮上し、有長が召し置かれることとなつた（『日記』永享8・8・1、3）。有長は同月中に初参を果たし、室町殿足利義教から家や所領を与えていた（『日記』永享8・8・10、16）。

以降も旧主伏見宮家との関係は切れることなく、「公方御所侍」としてたびたび『日記』に現れ、伏見宮御所にも参じて（『日記』永享8・10・1、同10・8・1）。終見は『日記』永享十年十一月二十四日条。

息男の某は、永享十年十一月二十二日に一歳で元服を果たしており、加冠役は庭田重賢がつとめている（『日記』永享10・11・22）。子の年齢からして、有長は応永十年代頃の生まれとなろうか。

小川重氏 重氏は『日記』永享三年四月二十三日条の「伏見預所職庭田青侍

藤兵衛重氏補之、是禪啓子也」とあるのを初出とするが、禪啓息および庭田家青侍ということに注目すれば、応永三十二年十二月に庭田重賢（重有の子、幼名慶寿丸、のち長賢）とともに元服した「青侍幸若^{禪啓}末子」（『日記』応永32・12・9）が重氏にあたろう。「重」の字は庭田重有から与えられたものと考えられる。元服時期より応永二十年頃の生まれと推測される。永享七年五月まで「藤兵衛（尉）」の名で見え（『日記』永享7・5・22）、嘉吉三年九月以降は「掃部（助）」の官途名で見える（『日記』嘉吉3・9・25）。

右のとおり、重氏は永享三年四月に伏見荘預所に補任された。前任者は田向家青侍の姓不詳広輔と思しく（『日記』応永30・11・2）、伏見荘奉行職が田向経兼から庭田重有へ交代したこと（『日記』永享3・2・23）にともなう補任であろう。預所職は奉行（領家）の被官がつとめるものであつたことがわかる。嘉吉三年の竹田用水相論では有善父子とは行動をともにしておらず（『日記』嘉吉3・5・21参照）、更迭もされていない。

永享七年四月、重氏は貞成親王室庭田幸子に仕える女官小督と密通し、懷妊させたとして逐電した（『日記』永享7・4・28）。翌五月に没した父禪啓の服喪中は赦免なしとされ（『日記』永享7・5・22）、翌八年七月までに赦免さ

れた（『日記』永享8・7・7参照）。

文安年間以降は、地下官人中原康富との日常的な交流が、その日記『康富記』よりうかがえる。中原康富が伏見宮家や庭田家に出入りするようになつたことに加えて、家が隣どうし（『康富記』文安4・5・14ほか）ということもあつたのだろう。

重氏の活動で注目されるのは、康正元年の伏見荘内の騒動である。十月、多くの地下人が小川一族に反発して領家（奉行）庭田家に背いたため、預所重氏が伏見に下向して地下人と合戦になつた（『康富記』康正元・10・20、『師郷記』同）。鎮圧を急ぐ貞成親王は幕府に協力を要請した（『康富記』康正元・10・28参考）ため、事態は次のように展開した。

【史料3】『康富記』康正元年十一月十二日条

是日伏見有合戦、領家庭田殿被官人小川修理亮為大将發向、近郷三栖・鳥羽・竹田・深草・醍醐・山科・西岡_{三十}_{三郷}・宇治・木幡・久我、近隣諸庄悉為公方被成御奉書、可合力小河之由被仰下、是自仙洞_{貞成親王}被申請之故也、仍今日所々合力勢等寄合、欲責久米村正実之間、正実并政所サウ木等逐電、然之間不及合戦、_久米并政所之家等、自小川方押寄放火、屬無為

云々、

庭田被官小川修理亮率いる軍勢が伏見に発向するとともに、幕命を受けた「近隣諸庄」からも合力の勢が集まつたため、敵対する久米村の正実（土蔵正実とは別人か）と政所三木は逐電した。この一件は『師郷記』同日条にもあるが、そこでは「伏見預所小川_{重氏}掃部發向」とされている。【史料3】の「小川修理亮」は「掃部助」重氏とは別人か、同人とすれば誤記か、または直前に任官したか、あるいは重氏の嫡男氏広が任官したか、と様々な可能性

が考えられるが判然としない。いずれにせよ、康正元年時における武力の統率者は庭田被官である重氏系統の小川氏であり、有善系統からの交代がうかがえる。ただし、これ以降の重氏の活動は見えない。

小川氏広『日記』には登場せず、初見は『康富記』宝徳元年（一四四九）三月十一日条。重氏が中原康富を訪ね、「子息藤兵衛名字事、可撰給」と依頼した。重氏は「代々氏字・有字名乗」というので、康富は「氏長・氏弘・氏広」の三つを候補に挙げた。ほどなく「藤兵衛氏広」と登場する（『康富記』宝徳元・3・22）ので、選定の結果がわかる。この頃元服したとする、永享年間の半ば（後半の生まれであろう。またこれらの記事から、氏広が父重氏と同じ通称を用いたこともわかり、重氏の嫡男であつたと推測される。

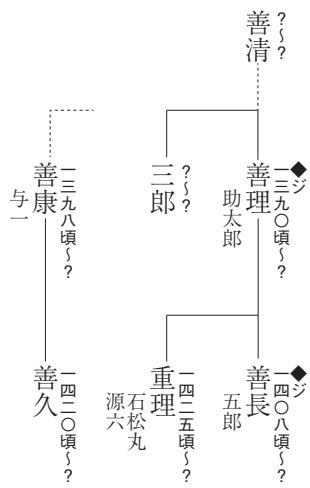
庭田長賢の使者や取次（『康富記』宝徳元・3・22、康正元・7・19ほか）のほか、長賢の任中納言拝賀にて布衣侍として供奉している（『康富記』康正元・3・24）ことから、父重氏と同じく庭田家の青侍であつたと考えられる。終見は『康富記』康正元年七月十九日条だが、前述のとおり【史料3】の「小川修理亮」が任官直後の氏広である可能性は否定できない。

2 三木氏

三木善理 通称を「助太郎」とい（『日記』応永24・3・15ほか）、伏見荘下司で、莊鎮守御香宮神社の神主であり、畠山満家の被官でもあつた（『日記』応永24・6・17、18）。

『日記』初出は応永二十三年二月二十八日条で、善理が相続管理していた「御所東谷岸上」の「三木善清城櫛旧跡」を勝手に蔵光庵に沽却したとして、

図2 三木氏略系図



非難されている。三木善清はここ以外に登場しないため、いつ頃の人物かもわからぬが、黒川氏は善清を善理の父と推測している。相続関係から、善理の父祖であることは間違いないだろう。

応永二十四年六月、善理の第三郎が起こした強盗事件を発端に、「善理以下悪党等」が本所伏見宮家や奉行田向經兼、政所小川禪啓らに敵対して没落し（『日記』応永24・6・16ほか、以下、三木騷動¹²）、善理は下司職や御香宮神主職を改易された（『日記』応永24・6・21、9・1）。このとき、善理の所行によつてこれまで年中行事の退転や神田の沽却がなされていたことが明るみになつてゐる（『日記』応永24・7・7、8・11）。三木氏が荘内で、本所の統制下にない自立的な活動をしていたことがうかがえる。

まもなく善理が畠山満家に訴え出たため、幕府の裁定が下ることとなつた。

同年九月には善理が御香宮神主に復して（実際には子の善長が正員か）祭礼に出仕することが認められ（『日記』応永24・9・1）、一族のうち善理のみ帰住することが、貞成親王より許可された（『日記』応永24・9・6）。その後も幕府の裁定は一貫して善理に有利になされ、翌二十五年九月には善理の親類の帰住も許可され、名田・屋敷も返付された（『日記』応永25・9・8、11、15）。同年末、善理は追い打ちをかけるように、奉行田向と政所禪啓の「無理所

行」を幕府に訴えた（『日記』応永25・12・27）。善理の要求は、田向と禪啓の追放や焼き討ちされた宿所の再建など複数条に及び、翌二十六年、そのうち僧坊田代官職の還補と名田年貢の糾返が争われて、前者が認められた（『日記』応永26・4・15、26、10・7）。

この三木一族と奉行田向・政所禪啓との対立は、応永二十七年のうちに収束し、一族は従来の立場を取り戻したと思しい。同年九月の御香宮祭では、三木善康が騷動後はじめて頭人をつとめている（『日記』応永27・9・9）。さらに、同二十八年十二月の善理の嫡男善長の元服式は田向亭で執り行われ、田向長資が自ら望んで加冠役をつとめており（『日記』応永28・12・15）、三木一族と田向家の宥和が図られたことがうかがえる。

そして、翌二十九年の元日、善理・善長父子ははじめて庭上に召されて貞成親王に拝謁した（『日記』応永29・正・1）。同月、善理は代官として内本助六を伏見宮家に仕えさせ（『日記』応永29・正・16）、自身もこれ以降しばしば御所の宴席に列なることとなる（『日記』応永29・3・4ほか）。一連の騷動を経て、善理は自立的な在地の有力者から御所奉公の一員へと転身したのである。その後、貞成親王や田向は、一連の騷動が善理らの策謀だつたと知るが、蒸し返して善理を糾弾することはなかつた（『日記』応永29・閏10・1、2、17）。

その後の善理は、小川禪啓とともに隣郷楨島との交渉にあたる（『日記』応永31・4・15）など、政所禪啓とともに有力莊官として活動した。善理は伏見莊下司に復したと考えられ、下司名田地を安堵されている（『日記』応永32・7・25）。そのほか、丹波国草野・土野谷両村の代官にも任じられ（『日記』永享8・2・28、「榎戸文書」伏見殿御領目録）、伏見宮家の遠隔地所領の經營にもかかわつた。

また、前述のとおり小川有理元服の加冠役を善理がつとめる（『日記』応永32・8・21）など、三木・小川両家間の宥和も進められた。政所が有善に交代したあとも、政所小川氏一下司三木氏の体制は維持され、永享五年の炭山騒動では、「両沙汰人」政所有善と下司善理が中心となつて事態にあたつた（『日記』永享5・4・8～23）。

畠山被官としての活動も続いており、大和永享の乱ではたびたび畠山持国から軍勢催促を受けて従軍した（『日記』永享4・12・23、同10・7・23ほか）。貞成親王もこうした関係に期待して、炭山騒動では善理に畠山満家への働きかけを命じた（『日記』永享5・9・18）が、これは満家の病没により失敗した。

貞成親王の洛中移徙後も、善理は伏見に留まつたようで、「伏見地下輩」と記されている（『日記』永享9・正・5）。確實な終見は、永享十二年八月二十八日付の伏見殿御領目録（『櫻戸文書』）だが、『日記』嘉吉元年正月五日条の「伏見地下人三木以下五六人」も善理以下であろう。子の善長・重理の年齢から嘉慶～明徳頃の生まれと推測される。

なお、三木騒動の発端となつた強盗事件の犯人である第三郎は、この一件以外に所見がなく、以降の動向も不明。

三木善長 三木善理の子で、仮名を「五郎」とした（史料2）。応永二十一年十二月に元服した「三木善理子息^{神主}御香宮」（『日記』応永28・12・15）が、この五郎善長ではなかろうか。先述のとおり加冠役は田向長資であり、「長」の字も長資から受けたものだろう。元服時期から、応永十五年頃の生まれと推測される。

初見は『日記』応永二十四年九月九日条の「神主善理子息小冠」で、復権まもない父善理に代わって、御香宮祭礼の神幸に新補神主の岡善国と並んで

供奉している。そのほか、応永二十五年九月九日条にも「^{善理}神主」とあるから、神主の正員は父善理ではなく善長だつたと考えられる。

元服直後の応永二十九年の元日、父とともに庭上に召されて貞成親王に拝謁した（『日記』応永29・正・1）。その後は貞成親王の外出時の供奉などに従事している（『日記』永享6・正・14、同8・11・13ほか）。永享九年三月には、畠山持国より軍勢催促を受けた父善理に代わつて参陣した（『日記』永享9・3・12、5・14ほか）。

終見は『日記』永享十年正月八日条だが、康正元年十一月に小川修理亮の攻撃を受けて没落した「政所サウ木」（史料3）も、善理か善長である可能性が高い。ただし、これ以前に三木氏が伏見荘政所職を得た時期や契機、および善長のこれ以降の動向は不明である。

三木重理 永享四年十一月、「三木善理子石松丸八歳」が貞常王のへの奉公を望み、父善理とともに初参した（『日記』永享4・11・4）。これにより、応永三十二年生まれとわかる。

翌年、貞常王に鶏を進上した「善理子小童」（『日記』永享5・6・15）も、石松丸だろう。その後、三室戸寺で学問を修め（『日記』永享6・9・5）、永享七年十一月、元服。庭田重有より一字を与えられて諱を「重理」、仮名を「源六」とした（『日記』永享7・11・7）。しかし、永享九年まで幼名の「石松丸」と見え（『日記』永享9・9・26ほか）、同年末、「男ニ成て参」つたとあり（『日記』永享9・12・21）、翌十年正月八日条によく「源六^{石松}首服」とあるので、実際の元服は永享九年末だつたのだろう。ただし、同記事が終見。

三木善康 『日記』初出は応永二十三年四月二十三日条の「三木与一善康」。黒川氏は善理の弟かと推測しているが、不詳。

応永二十二年、善康は本所伏見宮家に對して叛乱を起こした。「与一合戦」や「与一騒動」(『日記』応永24・6・21、28)と呼ばれたこの事件は、光台寺の風呂を焼失させる(『日記』応永23・4・23)など荘内に爪痕を残し、二年後の三木騒動でも「去々年与一男合戦」の二の舞にならないよう警戒されている(『日記』応永24・6・16)。

三木騒動では善理とともに行動し、沙汰人らに家を焼かれるも、翌二十五

年九月、善理と同じく名田・屋敷を返付された(『日記』応永25・9・11、15)。

同二十六年の善理追訴の際には、善理・善康らの宿所の再建が要求されており(『日記』応永26・4・15)、貫して善理と利害を一致させている。

同二十六年三月、赦免されたとはいえ御所奉公を果たしていないにもかかわらず、伏見宮家女房衆の坂迎えに加わったとして、貞成親王に難色を示されている(『日記』応永26・3・18)。同三十一年三月の坂迎えには支障なく参加している(『日記』応永31・3・26)ので、おそらく善理と同じく同二十九年に御所奉公を果たしたのだろう。ただし、同三十年冬に山田香雲庵の御寮真幸(四条隆直娘)と密通のうえ懷妊させたことが発覚しており(『日記』応永31・8・4)、この間に勘当と帰参を経ていると思われる。その後も、貞成親王の外出時の供奉などをつとめた(『日記』永享7・8・22、12・18)。

また、永享四年十一月には、善理とともに畠山持国の大和出陣に参じており(『日記』永享4・12・23)、善理・善長父子のみならず善康を含む三木一族が畠山被官であつたことがわかる。

終見は善長・重理と同じく『日記』永享十年正月八日条。子善久の生年から応永五年頃の生まれかと思われる。

三木善久 永享七年十二月、三木善康の子が元服し、貞成親王より「善久」

の名を与えられた(『日記』永享7・12・12)。応永二十年代後半の生まれと推測される。その後も、父善康や一族の善長や重理らと行動をともにしたと考えられるが、所見はない。

3 岡氏

岡善国(性英)『日記』の初出は応永二十三年三月七日条で、伏見宮家の酒宴において小川有善と「御所侍善国」が桂女に扮した風流を披露している。

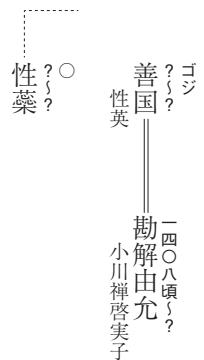
同二十四年八月、善国は、失脚した三木善理に代わって御香宮神主職に補任された(『日記』応永24・8・11、24)。ただし、まもなく善理が赦免されたため、善国は神主職は「暫時」のこととされた(『日記』応永24・9・4)。

その後も善国は御所侍として伏見宮家に出仕した(『日記』応永25・3・1、同27・2・7ほか)。ただし、同二十九年二月の熊野参詣(『日記』応永29・2・9～16)からの帰宅後、しばらく出仕が途絶えたようで、翌三十年二月には「此一両年不奉公」とされている(『日記』応永30・2・13)。

応永二十二年七月、小川有善とともに、貞成親王の出家にしたがつて善国も出家を果たした(『日記』応永32・7・5)。『貞成親王御出家記』には「平善國御所侍」とあり、平姓であつたことがわかる。この出家が、『日記』周辺における善国の終見となるが、小川有善と

同じく、善国も法名での再登場を考えなければならない。そこで浮上するのが、有善(淨喜)とともに一日後の七月七

図3 岡氏略系図



日条に登場する「性英」である。

性英の猶子岡勘解由允は、小川禪啓の実子であり（史料2）、一方、善國の養子も禪啓の実子であつた（『日記』応永31・12・13）。禪啓の実子で他家の養子に入った者はこれ以外に見えず、両者は同一人物である可能性が高い。すると、その養父である性英と善國も同一人物になろう。猶子の名字より、

善國の名字も岡と判明する。なお、性英は「性栄」（『日記』永享4・7・7ほか）、「正栄」（『日記』永享6・10・4）、「正瑛」（『日記』永享8・7・7）などとも書かれるが、いずれも普通と見てよいだろう（以下、初出の性英に統一）。

ただし、有善と異なり、出家後の善國の動向に関する記述は少なく、永享十年まで七夕行事にその名が見えるのみである（『日記』永享10・7・7ほか）。

岡性薬

性薬は『日記』永享三年七月七日条に初出し、庭田幸子の伊勢参宮の供奉などをつとめている（『日記』永享4・4・23）。嘉吉三年四月、竹田用水相論で小川有善が伏見荘政所職を罷免されると、代わって「岡入道」^{性薬}が補任された（『日記』嘉吉3・4・13、『康富記』3・4・14）。同月には「政所性薬」と見え、相論にともなう荘内の動搖を貞成親王に伝えている（『日記』嘉吉3・4・26）。先述の如く、同年九月まで見える「政所」は性薬を指すかと推測される（『日記』嘉吉3・5・30、9・21ほか）。

黒川氏は岡性薬と性英を同一人物としているが、論拠は明らかでない。

岡勘解由允 応永三十一年十二月十三日に、「御所侍善国息^{養子也}、禪啓子也、」^{が元}服した（『日記』応永31・12・13）。前述のとおり、これは史料2の「岡勘解由允」と同一人物であろう。実名は未詳。元服時期からして、応永十代後半の生まれと推測される。

応永二十四年九月、御香宮神主岡善国の「子息小童」が同社祭礼の神幸に

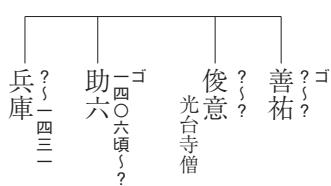
神主の代官として供奉し、その後貞成親王のもとにも参賀に来た（『日記』応永24・9・2、4）。推測した生年からするとやや幼すぎるようにも思われるが、これも勘解由允であるかもしれない。

4 内本氏

内本善祐 『日記』初出は応永二十四年九月三十日条。しばしば「義祐」とも書かれる。『日記』には実名しか書かれていないが、弟助六と同じく内本名字であったと推測される。善祐は伏見宮家の御所侍であり（『日記』応永26・3・14ほか）、貞成親王外出時の供奉（『日記』応永32・閏6・12）などをつとめている。

応永二十六年三月、廊御方の仕女と密通し、出仕を止められ（『日記』応永26・3・14）、翌月、小川禪啓のとりなしによつて赦免された（『日記』応永26・4・1）。同年十月、法安寺造営勧進相撲で諍いを起こしたため、再び突鼻されれる（『日記』応永26・10・6）も、ほどなく赦免されたと思しい（『日記』応永17・2・7 参照）。同年末、

図4 内本氏略系図



今度は即成院の僧善基に暴行し、名田・所職等を没収されて地下より追放され（『日記』応永27・12・7）、

今回もまた小川禪啓のとりなしによつて赦免された（『日記』応永27・12・28、29）。

応永三十一年には、伏見荘内の田地をめぐつて三木善理管領の無垢庵と争っている（『日記』応永32・

永享六年十二月、弟助六との確執により、四度目の貞成親王の勘氣を蒙ることとなつた（『日記』永享6・12・16）。が、ほどなく赦されたようである（『日記』永享7・7・7参照）。終見は『日記』同十年七月七日条だが、『康富記』文安五年正月五日条の「御所侍_{伏見侍内本云々}」も、おそらく善祐か弟助六のどちらかと考えられる。

俊意

『日記』初出の永享三年六月四日条より、光台寺の僧で、内本善祐・助六・兵庫の兄弟であつたことがわかる。ただし、善祐と俊意が助六の兄である（史料2）、『日記』永享6・12・16）ほかは、兄弟の順は明らかでない。

永享五年十二月に、指月庵に赴いた貞成親王のもとに祇候している（『日記』永享5・12・6）が、日常的に伏見宮家に参仕したわけではないようで、善祐・助六に比べると記述は少ない。終見は『日記』同八年七月七日条。

俊意が属した光台寺は伏見莊内にあつた寺院で、境内的風呂を利用しに貞成親王はしばしば訪れており（『日記』応永23・4・23ほか）、玄超・玄忠・光意など伏見宮家と交流のある寺僧も見られる。彼らと俊意との師弟関係等は不明だが、俊意の存在は、莊内寺院に御所侍家の子弟が入つていたことを示す貴重な例といえよう。

内本助六

【史料2】等から、内本名字と善祐の弟であることが判明する。

実名は不詳。御香宮の巫女を妻としていた（『日記』永享6・12・16）。

三木善理

代官御所侍助六初參、（中略）善理為代官可奉公云々」とある応

永二十九年正月十六日条が『日記』初出。先述のとおり、三木善理はこの年の元日より伏見宮家御所への奉公を始めており、助六はその代官として御所侍となつたのである。その後はもっぱら貞成親王や幸子の外出時の供奉をつとめた（『日記』永享3・10・23、同4・4・23）。

永享六年十二月、兄善祐と対立して自害を図つたが、もう一人の兄俊意に阻止された（『日記』永享6・12・16）。同八年八月には、小川有長とともに室町殿御所侍増員の候補となつてゐる（『日記』永享8・8・1）。この記事が助六の終見であるが、おそらくその後も伏見宮家に仕えたと思われる。先述のとおり『康富記』文安五年正月五日条の「御所侍_{伏見侍内本云々}」も、あるいは助六だろうか。

生没年は不詳なもの、【史料2】の各人がいずれも当時二〇歳代前半（半ばである¹³）であるので、助六も同年代と考えられる。ただし、初出からするとやや年長かと思われ、応永十年代前半頃の生まれと推測される。

内本兵庫

初出は『日記』応永三十年九月一日条にある「義祐舍弟兵庫」で、御香宮祭礼の相撲で十番勝利している。実名・生年ともに不詳。

同年十月には地下人を刃傷して、追放された（『日記』応永30・10・7）。その後再び伏見莊に戻つてきただが、永享三年、莊内で盜難事件が多発すると兵庫に嫌疑がかけられ、湯起請が行われることとなつた。このとき、善祐は弟兵庫と義絶しており、一切関知しなかつた。湯起請の結果、兵庫は釈放されたものの、再び莊内より没落し、まもなく大和国辺りで盗みにより討たれたという（『日記』永享3・6・4、6・7・14）。

下野良有 『日記』初出は応永二十四年二月八日条で、小川禪啓らとともに伏見宮家に梅の木を進上している。同二十九年三月四日条などから名字を下野としたことがわかる。その活動はもっぱら伏見宮家の酒宴の祇候（『日記』

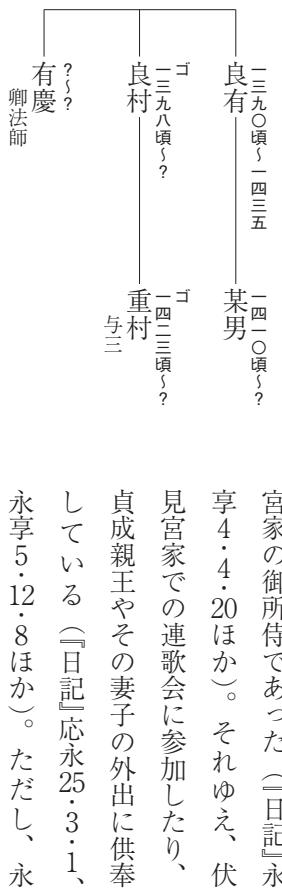
応永29・3・4ほか)等であり、年中行事への参加も見えず、御所侍や近習家の青侍であつたとも確認できない。永享七年四月十二日、没¹⁴(『日記』永享7・4・12)。「地下之おとな也」(同前)とされてい。

『日記』応永三十一年三月二十六日条に初出する良有の子(実名等不詳)は、同年十一月に元服しており(『日記』応永31・11・14)、応永十年代半ば(後半の生まれと推測される。すると、父の良有は遅くとも明徳元年(一二九〇)前後の生まれとなろうか。

なお、志賀氏は、『日記』に登場する与次郎直明を下野氏かと推測しているが、『日記』永享四年十二月二十九日条に「鶴若丸^(生島)清賢弟^(法橋子)、今日元服、定直^(島田)為烏帽子親加首服^(中略)鶴若名字直明^(タ・アキ)、与次郎と付」と、生島明盛の子と明記されている。

下野良村 下野良有の弟(『日記』永享7・4・12)。『日記』ではしばしば「義村」とも記される。名字は明記されていないが、ひとまず兄良有と同じ下野名字としておきたい。『日記』初出は応永二十四年八月二十八日条で、三木一族闕所の名主職をめぐって小川有善らとともに高倉永藤の代官と争っている。

図5 下野氏略系図



良村は兄良有とは異なり、伏見宮家の御所侍であつた(『日記』永享4・4・20ほか)。それゆえ、伏見宮家での連歌会に参加したり、貞成親王やその妻子の外出に供奉している(『日記』応永25・3・1、永享5・12・8ほか)。ただし、永享六年三月には「不義之事」により出仕を止められている(『日記』永享6・3・2)。終見は、庭田幸子の泊瀬参詣に供奉した『日記』嘉吉三年四月十五日条。

子重村の年齢からすると、応永五年前後の生まれだろうか。

下野重村 永享九年十一月に「御所侍幸石」が元服し、庭田重賢が加冠役をつとめて、「重村」と名乗った(『日記』永享9・11・28)。逆算すると、応永三十年頃の生まれとなるだろう。この重村は、下野良村の子であり、仮名を「与三」とした(『日記』永享10・11・21)。また「小御所侍」とある(同前)ので、御所侍のうちに参勤場所による区別があつたと推測される。

元服の翌十年七月、右衛門三郎(不詳)と喧嘩を起こし、兩人とも貞成親王より突鼻された(『日記』永享10・7・22)。こうした不信感が募つたためか、同年十一月、重村は女官むめとの密通疑惑をきつかけに、「重科」「連々念籠之意趣露顯」により伏見宮家より追放され、再出仕が禁じられた(『日記』永享10・11・21)。

有慶 応永二十四年閏五月、伏見即成院に強盗が入り、その張本とされたのが、三木三郎と「有慶^(下野良有舍弟也)」と次郎(不詳)であつた(『日記』応永24・6・13)。有慶が下野良有の弟で、「卿」と名乗つたことがわかる。その後、糾明の過程で三木三郎と有慶・次郎とが対立して三木騒動に発展することは、周知のとおりである。

応永二十九年九月、法安寺猿楽において「卿と云法師^(殿原)」が見物人を刃傷した(『日記』応永29・9・10)。有慶のことと考えられるが、処罰された形跡はない。

永享九年六月、伏見で盜難事件が起こり、地下人らの糾明に際して「卿法

師・従類兩人」が逐電した（『日記』永享9・6・5）。この「卿法師」も有慶だろう。沙汰人らが有慶の妻（大光明寺清衣比丘尼の下女）を尋問し、その庵を捜索したところ、盜品の古文書が出てきたという（同前）。その後のゆくえは明らかでないが、有慶の名田は闕所として庭田重賢に与えられた（『日記』永享9・7・22）。

6 芝氏

芝後阿 田向経兼が、応永二十三～二十四年に伏見荘内の芝俊阿亭に借住まいをしていたことは、よく知られていよう。それを示す応永二十三年三月十日条が『日記』の初出。俊阿が名字の地とする芝には、綾小路家の所有地もあつたようで、綾小路信俊と土地をめぐって争いを起こしている（『日記』応永28・4・13、19、同31・2・2）。さらに、田向経兼がここで俊阿に肩入れしたため、綾小路信俊と経兼との対立にもつながつたという（『日記』応永31・10・13、同32・3・6）。応永二十三年十月、法安寺領の伏見荘安久名が「俊阿御恩名田之内」と認められた際には、経兼が申沙汰している（『日記』応永23・10・11）。

応永二十九年十月、伏見宮御所造當段錢をめぐって、「地下殿原一同」がその撤回を求め、「殿原四五人」が「段錢地下一同不領状申之処、禪啓楚忽領状申」として政所小川禪啓を訴えた（『日記』応永29・10・15）。しかし、この訴えは貞成親王に封殺され、「申口」の俊阿と某国有にはそれぞれ、突鼻と出仕停止の処分が下された（『日記』応永29・10・17）。俊阿が「地下一同」を代弁する立場であつたことがわかる。同三十年十月以前には赦免されてい

図6 芝氏略系図

る（『日記』応永30・10・19参照）。

俊阿は御所侍でもあつたようだが、永享

五年夏に「罪科」により出仕を止められ、

九月になつて芝殿（田向経兼室）・幸子姉妹の取りなしによつて赦免された（『日記』永享5・9・3）。しかし、その後再び貞成親王の勘氣を蒙つて奉公は途絶え、やがて盜人の容疑により逐電した（『日記』永享10・12・6）。

芝左衛門七郎

【史料2】や『日記』永享十年十二月六日条に「芝御所侍左衛門七郎俊阿猶子」とあり、俊阿の養子で、養父と同じく伏見宮家の御所侍であつたことがわかる。「御所侍小童名岩十一歳、初参、俊阿養子云々」（『日記』応永30・6・21）、「芝七郎」（『日記』永享7・12・18）とあるのも、左衛門七郎であろう。実名は不詳。右の記事により、応永二十年生まれと判明する。まだ幼いためか、初参時には代官による奉公が命じられている。

永享十年十二月、左衛門七郎は、①小川有善によつて伏見荘より放逐されたこと、②有善が伏見荘内に謀叛人大覺寺義昭（室町殿足利義教の兄弟）の被官の居宅を造つたこと、③有善が伏見宮家領の代官として「任雅意」せていることを、室町幕府に訴え出た（『日記』永享10・12・6）。貞成親王はいづれも「何も無跡形虚言」と怒り（同前）、支状を有善に書き与えた（『日記』永享10・12・7、17）。左衛門七郎の訴えは再起を図つたものと思しいが、念願は叶わなかつたようで、以降『日記』には登場しない。

7 姓不詳・その他

某長政（行光） 『日記』応永二十三年二月二十四日条に、「長政重有朝臣
青侍」令出家法名、雖無指題目、称老体遂出家了」とあり、これが『日記』における庭田家青侍姓不詳長政（法名行光）の初出である。これ以前の同二十年二月十日付連歌懷紙¹⁵には俗名の「長政」の名が見え、右の出家後は、法名の「行光」で伏見宮家の連歌会や酒宴、年中行事に頻繁に姿を見せている。『日記』中の「地下輩」の列記において、長政は小川禪啓より前に書かれていることが多く、序列の上で禪啓より上位にあつたことがうかがえる。終見は応永三十二年十二月十一日付連歌懷紙¹⁶であり、『日記』を欠く正長元年（一四二八）までに没したと考えられる。

伏見宮家の家伝文書にも、長政は足跡を残している。

【史料4】管領細川満元施行状案¹⁷（宮内庁書陵部図書寮文庫所蔵「山城国伏見庄関係文書」¹⁸）
御教書案
山城国伏見庄雜掌長政申当庄東堺事、解状具書如此、伊勢遠江守盛秀去々年押領之分、今度木幡執行安堵之時、被副渡之条無謂云々、早任度々御判之旨、糺明本堺可渡返長政之由、所被仰下也、仍執達如件、
応永十九年八月五日
沙弘判
（細川満元）
高土佐入道殿

【史料4】は伏見莊と木幡との堺相論における山城国守護宛ての幕府施行状案であり、これに続く守護代隅田次郎左衛門尉宛て守護高師英遵行状案（同前「山城国伏見庄関係文書」）にも同じく雜掌長政の名が見える。このと

き、伏見莊は伏見宮家に返付されており、長政はそのもとで雜掌として訴訟にかかわったのであった。長政が雜掌をつとめた所以は明らかでないが、なんらかの莊官職を持つていた可能性はある。禪啓より年長とすれば、禪啓の前任の政所職であつたかもしれない（あるいは【史料1】の森氏も長政行光、¹⁹家法名、雖無指題目、称老体遂出家了」とあり、これが『日記』における庭

石立某 『日記』初見は応永二十三年正月七日条の「御所侍石立等」で、田向・庭田両家の青侍と松拍を披露している。翌年の三木騒動では、本名名田の一部を三木善理に押領されていたとして、貞成親王より安堵されている（『日記』応永24・6・29）。御所の庭の造作や伏見宮家の祝儀への参加にその名が確認される（『日記』応永25・2・21、同28・12・20）。

その後、永享四年の室町殿への御所侍供出において、再び石立某の名が見える。経緯は前述したが、候補の小川有長が「無器用」とされた場合に、「御所侍之中無器用之間、石立禪啓猶子召進」とされている（『日記』永享4・6・17）。現職の伏見宮家の御所侍にふさわしい人物がいなかつた場合、石立某を差し出すこととされたのであり、永享四年時点で石立某が現職の御所侍ではなかつたことがうかがえる。たしかに石立某の御所侍としての活動は、応永二十三～二十八年に限られ、この記事を終見とする。

なお、右の記事にあるとおり、石立某は小川禪啓の猶子であった。このことから、黒川氏は小川有長と石立某を同一人物としているが、名字も違い別人と判断されよう。

浅野康知 応永二十五年一月の連歌始に参加している（『日記』応永25・2・7）のが、『日記』の初出。年月日欠連歌懷紙断簡に「源康知」、『日記』永享六年十月三日条に「浅野康知」とあり、氏と名字が判明する。連歌のほか

にも伏見宮家の遊興にたびたび参加しており（『日記』応永25・3・1、同32・4・28）、貞成親王外出時の供奉や御所の庭の造作も果たしている（『日記』永享2・10・26、応永28・2・29）。一方で、地下での活動はまったくかがえない。

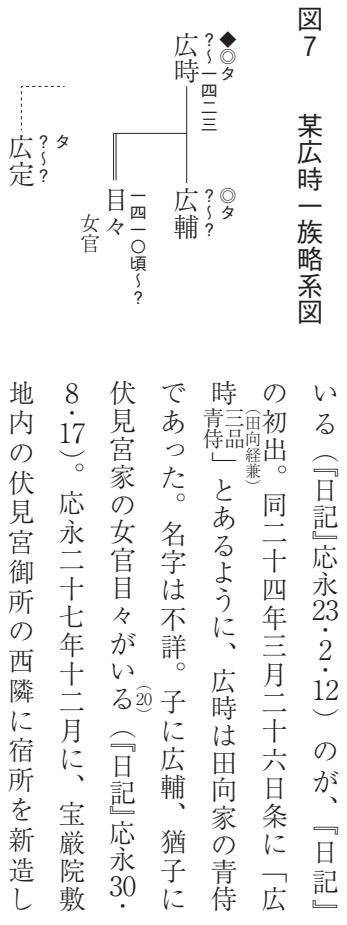
永享六年十月、亡父の三十三回忌を機に出家（『日記』永享6・10・3）。法名不詳。終見は『日記』永享九年二月十九日条で、「康知入道」が貞成親王へ梅の木を進上したとある。

某国有 応永二十九年六月、伏見宮御所に夜盜が入り「番衆田向青侍国有・」²⁰⁾が腰刀等を盗られた（『日記』応永29・6・26）。これが国有の『日記』の初出であり、彼が御所侍で、番衆をつとめていたことがわかる。

同年十月、伏見宮御所造営段銭をめぐって芝俊阿らとともに小川禪啓を訴えたため、出仕を止められた（『日記』応永29・10・17）。やがて赦免されたと思しく、同三十二年八月には貞成親王の使者をつとめている（『日記』応永32・8・15）。

所見は以上三件のみだが、あるいは実名不詳の人物（岡性薬や石立某など）に該当するかもしれない。

某広時 応永二十三年二月、伏見宮家の連歌会に小川禪啓とともに祇候して



いる（『日記』応永23・2・12）のが、『日記』の初出。同二十四年三月二十六日条に「広時田向経兼青侍」とあるように、広時は田向家の青侍であつた。名字は不詳。子に広輔、猶子に

伏見宮家の女官日々がいる（『日記』応永30・8・17）。応永二十七年十二月に、宝嚴院敷地内の伏見宮御所の西隣に宿所を新造し

（『日記』応永27・12・1）、同二十九年には世尊寺行豊（田向経兼実子）がここに寄寓している（『日記』応永29・11・15）。御所侍・青侍の居所がわかる希少な例である。

広時の活動として特徴的であるのは、やはり伏見宮家や近習家の酒席、遊興の席での活躍だろう。風流や魚の「包丁」に定評があり、貞成親王の御前でもしばしば披露した（『日記』応永23・3・7、同27・8・6ほか）。応永二十八年十二月の彦仁王（のちの後花園天皇）の魚味始では、一献の奉行をつとめている（『日記』応永28・12・19、20）。

広時はまた、伏見荘の沙汰人でもあつた。のち三木騒動に発展する三木三郎らの強盗事件では、小川禪啓・有善父子とともに、「沙汰人」として犯人の有慶・次郎を幕府侍所に差し出している（『日記』応永24・6・16）。子の広輔が広時没後に預所に補任されていくことからすると、広時が生前、奉行田向経兼のもとで預所であった可能性が高い。

さらに三木騒動後には、三木善理闕所の伏見荘下司職を相伝分であると訴え、補任されている（『日記』応永24・6・21、7・7）。ただし、これは善理の帰住により改替されたと思しい。

応永三十年八月、石清水八幡宮へ行つた帰りに持病をおこし、十七日、死去（『日記』応永30・8・17）。「毎事能者用人也、料理包丁酒宴之座歌舞、天性得其骨者也、就公私惜さ不便さ無申計事也」（同前）という貞成親王の評語がある。

某広輔 某広時の子で、父と同じく田向家の青侍であった（『日記』応永30・11・2）。『日記』初出は応永二十三年三月七日条で、伏見宮家の酒席にて岡善国・小川有善とともに早乙女に扮して田植えの風流を披露している。

父広時没後の応永三十年十一月、貞成親王より伏見莊預所に補任された（『日記』応永30・11・2）。主人の田向經兼が同莊奉行を辞任する永享二年十二月まで、同職にあつたと考えられる。後任は庭田家青侍の小川重氏。

永享期の記事に見える「広資」（『日記』永享4・3・2ほか）も、広輔であろう。とすると、終見は蹴鞠に召喚された永享四年九月二日条となる。

某広定 応永二十七年正月、貞成親王一行の野遊びにおいて、「**広定**田向鶴一羽を射落とした（『日記』応永27・正・12）。同二十九年六月、伏見宮御所に夜盜が入り、「番衆_{田向青侍有}」²¹が腰刀等を盜めている（『日記』応永29・6・26）。

田向家の青侍であることや「広」の字などから、広時・広輔父子の一族かと考えられるが、史料上の所見は右の二件のみであり、不詳とせざるを得ない。

某禪光 「地下輩」として小川・下野・三木氏らとともに名が挙げられており（『日記』応永31・3・26）、同階層の人物と考えられる。『日記』初出は応永二十四年二月一日条で、「旧冬等御恩拝領」の例として貞成親王に小一献を進上し、御前に召されている。連歌会への参加も一件見えるが、特に目立つた活動はない。『日記』応永三十年七月二十八日条に「^禪善光」と書き直していることからすると、同二十六年三月に蹴鞠に参加している「善光」（『日記』応永26・3・11）も、禪光のことことだろうか。終見は応永三十一年三月二十六日条。

田中承泉 田中承泉もまた、地下侍層とされてきた人物である。『日記』永享三年四月二日条に「田中承泉」、同八年正月二十九日条にも「^{田中}承泉」とあって名字が判明し、正長二年三月～六月（初見）や年月日不詳の千首和歌²²

には「沙弥承泉」と見えて、在俗出家者であったことがわかる。

黒川氏は承泉を、下野一族の卿法師有慶の子で、小川禪啓の養子となつた人物とした。これを受けて、『図書寮叢刊後崇光院歌合詠草類』解題（三一頁）でも、「芸達者として認められて居た」ため、地下人の出身でありながら「常々殿上人として扱われ、茶事・聞香・蹴鞠等当時の遊芸の多くに通じて居り、伏見宮家の月並連歌の常連」であったとしている。その後もこの比定は再検討されることなく、今日まで引き継がれている。

この承泉の出自の根拠となつているのが、『日記』永享三年四月二日条である。「田中承泉有不義事、父卿勘當了、而以惣得庵歎申、向後不可有不義之由、捧告文、仍免許、今日參、父卿以慈悲免許勿論歟」とあり、この「父卿」を卿法師有慶に比定したのである。しかし、「父卿」といえば一般に公卿である父を指す語であり、『日記』もその例外ではない。²³ ここのみ地下人有慶を指すことはあり、えず、ましてや「身分意識の強固な保侍者」である貞成親王の前にあつて、地下人の子弟が、それもたびたび強盗や刃傷沙汰の張本人の子が「常々殿上人として扱われ」ることなど、ありうべくもないだろう。承泉は公卿の子でなければならず、それも、右の書きぶりからして貞成親王に身近な公卿の子と推定されるのである。

承泉が地下侍層出身とされた要因のいまひとつに、承泉が小川禪啓の養子であつたことがある。これは、禪啓の病没時に「承泉養父之間」として禪啓の嫡男有善と同様に籠居した（『日記』永享7・5・20、6・20）ことによる。承泉は禪啓と擬制的な親子関係を結んでいたのである。

永享九年、承泉が「如元成僧大通院居住事」を望み、一度は大通院主に拒絶されるものの、貞成親王の後押しもあり、「条々不可有不義之趣」の誓文

を提出して、ようやく居住を許された（『日記』永享9・4・12, 13）。「如元成

僧」とあるように、承泉はもともと僧侶であり、正長二年以前に還俗、もしくは法体のまま寺院を出ていたのである。だが、この再入寺以降、承泉は

『日記』から姿を消し、別の法号を用いたことが推測される。

以上の出自や経歴を見渡して思い至るのが、田向經兼の子の僧周具⁽²⁵⁾（初名周郷）の存在である。周具は、『日記』応永二十三年条当初から伏見宮家の酒宴や遊興の記事に頻繁に顔を出しているが、永享期の記事にはまったく姿を見せず、嘉吉元年五月二十四日条より再び姿を現す。この周具の空白期間は承泉の登場期間に一致し、「如元成僧」ったこととも矛盾しない。臨済僧である点も合致する。田向家の子弟であれば、「父卿」の比定も「常々殿上人として扱われ」たことも納得がゆこう。承泉とは、周具が寺院を出たあと姿なのではないだろうか。仮説の域にとどまるが、本稿では田中承泉＝周具としておきたい。

残る問題は、出寺・再入寺の動機と田中名字の由来、小川禪啓との養子關係だが、いずれも不明とせざるをえない。禪啓との関係については、想像を逞しくすれば、承泉の妻が小川禪啓の娘もしくは猶子であり、禪啓が承泉の岳父＝「養父」とされた、と理解することもできようか。

その承泉の妻は田向家の女房で、貞成親王王女（のちの雲岳聖朝）の乳人に召し出されている（『日記』永享6・11・3）。また、承泉の子（実名不詳）は、永享五年六月二十七日に三歳で、同年十一月十八日に魚味始を済ませ、貞成親王室幸子の猶子となつた（『日記』永享5・6・27, 12・18）。子の年齢から推測される承泉の年齢も、明徳～応永初頭と推測される周具の生年と齟齬しない。

二 荘官職と御所侍の在任状況

1 政所職・預所職・公文職・下司職

前章で明らかにしたことをふまえて、まずは伏見荘の各莊官職の在任状況を整理しておきたい（「—」は前後を含むことを示す）。

〔政所職〕

—応永7年正月24日—

—応永23年2月28日～同 32年7月5日—

（応永24年6月17日～ 同 月21日、停止。）

—永享2年10月26日～嘉吉3年4月13日

—嘉吉3年4月13日～ 同 年9月21日?—

—文安5年5月13日—

—康正元年11月12日—

〔預所職〕

—応永24年6月16日～同 30年8月17日没

応永30年11月2日～永享2年12月28日?

（永享2年12月28日、田向經兼奉行職辞任。
（永享3年2月23日、庭田重有奉行職補任。）

永享3年4月23日～康正元年11月12日—

〔公文職〕

森某
小川禪啓

小川有善

岡性蘂

小川有善？有理？

三木善理？善長？

某広時？

某広輔
小川禪啓？

小川重氏

小川禪啓？

—応永7年正月24日—

——応永24年6月16日(同)
32年7月5日——

嘉吉3年4月13日

小川有善

〔下司職〕

?

（応永24年6月21日以前）

—応永24年6月21日—応永29年正月1日以前

時広某

—— 應永23年正月7日 同 28年12月20日 ——
—— 應永23年3月7日 ） 永享10年7月7日？

石立某
岡善国（性英）

田代氏の指摘のとおり 伏見荘の莊官には政所職・預所職・公文職・下司
職の四つが確認できる。之ひとつに之二つは、系
図の岡氏に挂

不詳広時の一族であり、いざれも世襲による相伝を基調としつつも、莊内外

の紛争等によつて各家間を流動的に移動していたことがわかる。なかでも小川氏は、永享期に政所職・預所職・公文職を掌握していたと思われ、独占傾向を強めていたことがうかがえる。

黒川氏や田代氏が指摘するとおり、
莊宮の中核にあつたのは政所であり、

検断や年貢・段錢等の收取、隣郷との堺相論などにおいて主導的な役割を果

たしたが、一方預所職は奉行（領家）の青侍が「とめる」付官的な立場とされ、公文職は改所の子弟が「とめる」と確則されるが、下同職を含む之

三職の具体的な職務は明らかでない。いずれもそれぞれ明確に区別された固

有の職務をもつものではなく、在任者の立場や性格によつて自ずと役割が決

まるものだつたのではないだろうか。職務・職権が不確定であることは、各

職が専門的な職能を要するものではないことをうかがわせ、諸職の家職化や世襲化がさほど進んでいない状況とも一致する。

2 御所侍・田向家青侍・庭田家青侍

御所侍と近習家の青侍についても、各人の在任期間を整理しておこう。

御所侍

——応永23年正月7日 同 28年12月20日

石立某

（志永28年頃）志永30年2月13日、断

一
予見

一野且林

內本善祐

(19)

—永享9年11月28日	（同）	10年11月21日	(小御所侍)	下野重村
(永享10年7月22日)	(?)		停止)	
永享9年10月1日	()			
〔田向家青侍〕				
—応永23年2月12日	() 同	30年8月17日	没	
—応永23年3月7日	() 永享4年9月2日			
—応永27年正月12日	() 同	29年6月26日	—	
—応永27年8月14日	没			
—応永31年12月15日	—			
〔庭田家青侍〕				
—応永19年8月5日	() 同	32年12月11日	—	
—応永32年12月9日	() 康正元年11月12日			
(永享7年4月28日)	() 同	年5月22日以降、停止。)		
—永享4年夏	() 同	年11月23日		
—永享7年11月13日	() 嘉吉3年9月23日	—		
—宝徳元年3月11日?	() 康正元年7月19日	—		
—康正元年11月12日	—			
以上のように、御所侍には石立・岡・下野・内本・芝・小川氏、田向家青侍には某広時一族、庭田家青侍には小川氏ほかが見られ、世襲の傾向もうかがえる。三木氏はいずれにも見えない。				
永享四年、伏見宮家には「御所侍四五人」が祇候していたという(『日記』永享4・6・10、11)。右の整理にしたがえば、これよりやや多くなるが、実際に御所侍としての活動がこの前後に確認できるのは、下野良村・内本善祐・				
某広時	某広輔	某広定	日向法師 ⁽²⁷⁾	某亀丸 ⁽²⁸⁾
某長政(行光)				
小川重氏				

同助六・小川有長の四名であり、『日記』の記述と齟齬しない。在任期間中、彼らは間断なく活動をしていたわけではなく、欠勤や出仕停止などによつて奉公を中断することもあつた。伏見在住時の伏見宮家には當時五人前後の御所侍が祇候していたと考えられる。ただし、永享七年末の京都移徙後にはおそらく増員されただろう。

このように御所侍が限定的な存在であるとすれば、これ以外の地下侍も含めて「広義の御所侍」とする志賀氏の議論は、やはり厳密さを欠くといわねばならない。たしかに志賀氏のいとおり、御所侍と非御所侍との職務上、身分上の差違は認めがたいが、「小御所侍」など場所による区別もあつたよう、御所中への日常的な奉公であるがゆえに記録に残りづらいのだろう――こそが、御所侍の専掌職務だつたと考えられる。

おわりに

以上、些末な人名考証や事実確認に終始し、室町期莊園の沙汰人・莊官・地下侍層をめぐる諸問題に新たな議論を投げかけることはもとより、伏見宮家や伏見莊の個別の問題としてとらえ直すこともままならなかつた。

ただ、ひとことに地下侍や御所侍といつても、本所や地下とのかかわりに様々なパターンがあることは明らかにできただろう。こうした違いが生まれる要因のひとつには、各家の出自の問題であると思われる。伏見莊内出身であるう三木・芝氏に対して、小川氏や岡氏は伏見莊内に名字の地を見いだしがたく、本所との縁故によつて莊外からやつて来たと思われる。後者は、いわば上位権力の強い統制下に置かれた外来勢力と位置づけられるかもしれない

い。であるとすれば、彼らの活動の違いをただ貞成親王との親疎の差とする表層的なとらえ方や、黒川氏による「侍としての側面の強い三木氏」「農民的な側面の強い小川氏」といった性格分けは、再検討すべきだろう。

彼らは、本所や領家を巻き込みながら、所領所職をめぐつて争い、ときに三木騒動などのように過激化しつつも、鳥帽子親子のような擬制的な親子関係をとおして紐帶も築いていた。こうした荘内の政治的動向についても、読み直しを進めていかなければならぬだろう。論点はさまざま尽きないが、いずれも後考に委ねることとする。

また、本稿の作業をとおして、『日記』に彼ら荘官・侍の妻や娘に関する記述が極端に少ないことにも気づかされた。このことは、彼女らが貞成親王に日常的に接する場にいなかつたことを示している。猶子が女官として仕えることもあつたが、貞成親王の周辺で活動するのはもっぱら夫や息子たちであつた。『日記』は一般に女性の記述も豊富だとされるが、そこには明確な身分差が存在したのである。荘官・侍の姿は、こうした『日記』の特性をも浮き彫りにさせるものであつた。

註

(1) むろん、公家や皇族を中心に再検証の試みはたびたびなされている。その点は、大澤泉・植田「伏見宮貞成親王の周辺—『看聞日記』人名比定の再検討—」(『書陵部紀要』六六、二〇一五年)の「はじめに」等を参照されたい。

(2) 黒川正宏「伏見荘の地侍たち」(『中世惣村の諸問題』国書刊行会、一九八二年、初出一九六四・六五年)、以下、同氏の指摘は同論考を指す。

(3) 佐藤和彦「中世荘園における領主支配と荘民生活—『看聞日記』を読む—」

(民衆史研究会編『民衆史研究の視点—地域・文化・マイノリティ—』三一書房、

一九九七年)、同「公家の住む村—山城国伏見荘の場合—」(阿部猛編『日本社会における王権と封建』東京堂出版、同年)、志賀節子「室町期伏見荘における侍衆をめぐつて—実態と身分的成立契機—」(『中世荘園制社会の地域構造』校倉書房、二〇一七年、初出二〇〇五年)、田代博志「山城国伏見荘における沙汰人層の存在形態と役割」(稻葉継陽・花岡興史・三澤純編『中近世の領主支配と民間社会』熊本出版文化会館、二〇一四年)。以下、各氏の指摘は各論考を指す。なお、田代氏はこのほか、「中世後期の荘園村落における紛争解決と領主」(『熊本史学』八三・八四合併号、二〇〇四年)、「室町時代の紛争解決—山城国伏見荘を中心にして—」(『同』九九、二〇一八年)でも同荘荘官・侍の動向を扱っている。

(4) 本文中、() 内の典拠の記録条文は、年月日を省略して「[]」で示した。なお、史料の引用にあたって、適宜原本や写真帳の確認を行つた。

(5) 貞成親王自身による出家時の別記。(『図書寮叢刊 看聞日記紙背文書・別記』(以下、『紙背・別記』)所収別記七号。

(6) 函架番号: 伏一七七四、伏見宮家旧蔵本。本史料は、【史料1・4】のほか、応永七年五月十五日付管領畠山基国施行状案、同十二年十一月十四日付管領斯波義教施行状案、同十九年九月二日付山城守護高師英遵行状案の全五通を收める(ウェブデータベース「書陵部所蔵資料目録・画像公開システム」で閲覧可能)。一部に貞成親王の筆跡と思われるものを含む興味深いものであるが、全容の紹介と検討は後考を期したい。

(7) 永享十年までの毎年の『日記』七月七日条には、「花所進人々」の交名が記されており(ただし、別紙に記され現存しない年もあり)、地下侍の名も多く見られる。進物の多寡からは経済力の差も感じられ、また列記の順には一定の序列もあるようで、伏見宮家をとりまく人的環境を考えるうえでの重要な素材となる。今後の検討が俟たれる。

(8) 前掲註(2)黒川論文参照。

(9) 有善の在職中、法名で書かれるのが常で、役職名のみ書かれる例はない。

(10) 村田正志『証註椿葉記』(思文閣出版、一九八四年)附録三四四~三四五頁。

- (11) 【史料2】の後段には各村の人数を列記されており、これをもとに室町期の莊園や村の武力の構造を説く研究は数多く存在する。前掲註(3)各論文参照。
- (12) 経過は、前掲註(2)黒川論文や坂井孝一「形成期の狂言に関する一考察—『看聞日記』『公家人疲労事』記事の再検討—」(松岡心平編『看聞日記と中世文化』森話社、二〇〇九年)に詳しい。
- (13) 本稿で推測した生年に基づく【史料2】各人の年齢は、小川有長・二〇歳代半ば、小川有理・二〇歳代前半、三木善長・二〇歳代半ば、小川重氏・二〇歳代前半、岡勘解由允・二〇歳代前半、芝左衛門七郎・二二歳となる。
- (14) 『日記』永享七年七月七日条の「善有」を、『図書寮叢刊看聞日記七』収載の補訂表では良有の誤記としてしまったが、良有はすでに没しており、再訂正しなければならない。「善有」は前後関係から地下の者と考えられるものの、未詳とせざるをえない。
- (15) 『紙背・別記』紙背二三号。年月日不詳の連歌懐紙断簡(同前二三号)にも「[]長政」とあり、原本を閲覧したところ、名字の部分の残画は確認できたが判読には至らなかつた。
- (16) 『紙背・別記』紙背五五号。
- (17) 『大日本史料』第七編之十五(三四七頁)には、「[伏見宮御記録]坤二十六」として掲載されている。
- (18) 前掲註(6)参照。
- (19) 『紙背・別記』紙背二三号。
- (20) 松蘭斉「伏見宮家の女房たち」(『中世禁裏女房の研究』思文閣出版、二〇一八年、初出二〇一二三年)は広時が日々の猶子であったと解しているが、永享三年に出産している日々(『日記』永享3・4・10)に対して、広時は応永二十年代にすでに壮年に達していたと思しく、年齢的に見れば日々が広時の猶子であろう。
- (21) 『紙背・別記』紙背三三号。
- (22) 『図書寮叢刊後崇光院歌合詠草類』一〇「後崇光院千首和歌」、『紙背・別記』紙背三三三号。

- (23) 僧周郷と「父卿」田向経兼(『日記』応永23・9・24)、田向長資と「父卿」同経兼(『日記』応永24・11・14、18)、春日局と「父卿」庭田重有(『日記』永享5・6・3)など。
- (24) 前掲註(3)志賀論文。
- (25) 前掲註(1)大澤・植田論文参照。
- (26) 芝殿(庭田経有娘、田向経兼室)と五辻朝仲(庭田経有息)の室は、義姉妹だが『日記』には「姉妹」とのみ記されている(『日記』応永27・10・30)。『日記』にはこうした姻戚関係を短絡化して記す傾向があつたと思しい。
- (27) 『日記』応永二十七年八月十四日条。
- (28) 『日記』応永三十一年十二月十五日条。
- (29) 『日記』永享四年十一月二十三日条。
- (30) 『日記』永享七年十一月十三日条、『康富記』嘉吉三年九月二十三日条。
- (31) 前掲註(20)松蘭論文、同『看聞日記』に見える尼と尼寺(前掲註(20)同書、初出二〇一二年)ほか。
- (補注)前掲註(1)大澤・植田論文では、勾当内侍藤原能子を五辻朝仲室としてしまつたが、松蘭斉「中世の内侍の復元」(前掲註(20)同書)が指摘するとおり、両者は別人である。